

「判断能力が不十分となっても安心して生活が送れるように」

令和6年9月17日

神戸合同法律事務所

弁護士 増田 祐一 弁護士 大田 悠記

第1 高齢者の財産が狙われています！

1. オレオレ詐欺

令和5年度の被害総額は、オレオレ詐欺約133億円とオレオレ詐欺以外の特殊詐欺を合わせて約446億円(19,038件)となっています。兵庫県は、1,224件で約22億円となります。

※警察庁HP <http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki31/higaijoukyou.html>



2. 身の回りの世話をしつつ、財産を盗っていく人々も後を絶ちません。

親族、介護者等

3. 一方で、財産を守るためや安心して生活していくためには、様々な契約行為、財産の管理行為が必要です。

どうしましょう？



第2 財産管理を信頼できる機関にゆだねる

1 こうべ安心サポートセンター（神戸市社会福祉協議会）

判断能力が十分でないなどの理由で日常生活に支障を感じておられるお年寄りや障がいのある方のために、福祉サービスの利用手続きや日常の金銭管理のお手伝い、預貯金通帳・証書などを金融機関の貸金庫でお預かりする…などを行います。

<https://www.with-kobe.or.jp/detail/anshin/>

2 神戸合同法律事務所（法律事務所によってはやっていないところも）

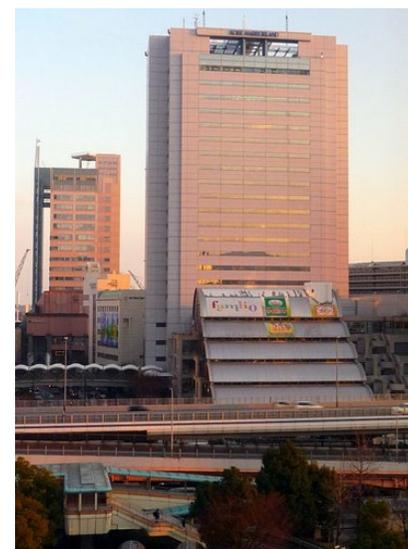
月額1～3万円程度（弁護士及び財産状況による。）

各種支払い及び申請手続き、金銭・貴重品の管理等を行います。

随時電話、訪問での相談（法律相談含む）が可能

担当弁護士は原則として（死亡、病気等でない限り）変更しません。

相続人間で紛争の可能性がある場合や、賃料管理、不動産物件があるなどの場合に活用してもらうほうがよいでしょう。



第3 成年後見制度

上記各サービスは、「この契約を理解する能力のある方」が対象であり、判断能力が衰えると契約できない可能性が高いです。そのような方には以下の制度を利用します。

1 成年後見制度

成年後見制度とは精神上的の障がい（知的障がい、精神障がい、痴呆など）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、親族等関係者が家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度です。

家庭裁判所が、最も適任だと思われる方を選任します。選任された人は、主に以下の行為を行います。

- ・ 本人の財産状況などを明らかにして家庭裁判所に財産目録を出します。
- ・ 本人の意向を尊重し、本人にふさわしい暮らし方や支援の仕方を考えて、財産管理や介護、入院などの契約について、今後の計画と収支予定を立てます。
- ・ 本人の預金通帳などを管理し、収入、支出の記録を残します。
- ・ 介護サービスの利用契約、施設への入所契約などを本人に代わって行います。
- ・ 家庭裁判所に対して、成年後見人として行った仕事の報告をし、必要な指示等を受けます。

援助してくれる人が選任されてもスーパーでお肉やお魚を買ったり、お店で洋服や靴を買ったりするような日常生活に必要な範囲の行為は本人が自由にすることができます。

援助してくれる人は、本人の利益のために、本人の財産を適切に維持し、管理する義務を負っています。援助してくれる人が裁判所の許可なしに、本人の財産から報酬を受け取ることはできません。

援助してくれる人の種類には、後見人、保佐人、補助人があり、本人の判断能力に応じて、主治医、専門医、裁判所が選択します。それぞれ、行える行為の範囲が異なりますが、詳しくは弁護士にご相談ください。

2 任意後見制度

判断能力が低下する前に、将来、成年後見制度を利用して自分の援助をしてくれる人を指定しておくことができます。詳しくは弁護士にご相談ください。

3 当該制度は、裁判所の監督のもとで行われるので、安心です。

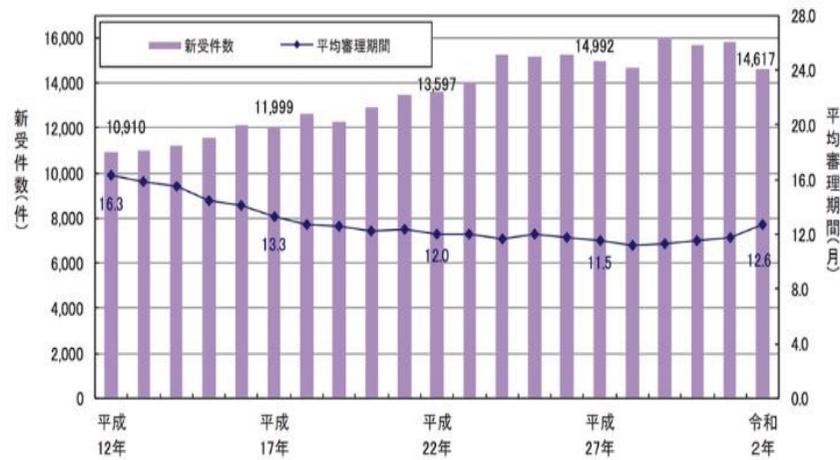


第4 争族について

1. 相続でもめるとどうなるのか・・・

調停、審判

2. 遺産が少なければもめない？



相続争いが発生した遺産金額（遺産分割事件の遺産価額）

下の表は平成28年度の遺産分割事件となった遺産価額のデータです。

遺産価額	件数	割合
1,000万円以下	2,476	33.1%
5,000万円以下	3,177	42.4%
1億円以下	914	12.2%
5億円以下	538	7.2%
5億円超	42	0.6%
算定不能・不詳	338	4.5%
総数	7,485	

第5 相続の基礎知識（法定相続分）

遺言がない場合の分け方

1 配偶者がいる場合

- ・子どもがいる → 配偶者 $\frac{2}{4}$ 子ども $\frac{2}{4}$
- ・子どもがいない → 配偶者 $\frac{3}{4}$ 両親 $\frac{1}{4}$
- ・子どもも両親もいない → 配偶者 $\frac{3}{4}$ 兄弟姉妹 $\frac{1}{4}$
- ・子ども・両親・兄弟姉妹もいない → 配偶者がすべて相続する

2 配偶者がいない場合

- ・子どもがいる → 子どもが全額
- ・子どもがいない → 両親が全額
- ・子どもも両親もいない → 兄弟姉妹が全額

※ 子ども・両親・兄弟姉妹が既に亡くなっている場合、その子ども（つまり孫）が相続できる（代襲相続）。

子供がいれば、簡単だけれども、いないとややこしくなることが多い。

第6 法定相続分ではうまくいかない場合の遺言

1 自筆証書遺言

- ・全文を自筆で作成し、自分で保管。
- ・遺言者が亡くなった後、遺言書は開封せずに、家庭裁判所で検認の申立てをして、検認を受ける。
- ・費用をかけず、自筆で簡単に作成できるが、紛失や偽造、死後に発見されないおそれがある。

2 公正証書遺言

- ・公証役場で遺言内容を口述し、公証人が作成。公証役場で保管。
- ・証人2名以上の立会いが必要。
- ・遺言者が亡くなった後、検認不要で遺言執行の手続きをとることができる。
- ・費用はかかるが、紛失の心配がなく偽造等の危険を少なくできる。

3 秘密証書遺言

- ・内容を秘密にできる遺言。
- ・公証人に自分の遺言であることを確認してもらう必要があり、公正証書遺言と同様費用がかかる。

※ ビデオ録画や録音では、遺言としての効力はない。

※ 複数の遺言がある場合、作成日付が新しいものが優先。

4 遺言書に書けること

- ・相続分の指定 ← 次男にはちょっと多めに相続させたい
- ・遺産分割方法の指定 ← 自宅は妻、預金は長男に相続させたい
- ・負担付遺贈 ← ○○さんに財産あげるのでペットの世話を頼みたい
- ・後見人、後見監督人の指定 ← 子どもは親に引き取ってもらいたい
- ・遺言執行者の指定 ← ○○さんに遺言の執行を頼みたい
- ・祭祀承継者の指定 ← お墓は長男に継いでもらいたい
- ・付言事項 ← メッセージを遺したい

5 子だけに遺産を相続させることはできる？ —遺留分

- ・遺言で相続させることは可能。ただし、「遺留分」への配慮が必要
- ・遺留分とは、兄弟姉妹以外の法定相続人である子及び両親が最低限相続できる割合のことで、法定相続分の2分の1と決められている。
- ・遺留分を受ける権利は、請求があってはじめて権利として保護される（遺留分侵害額請求）。相続開始後、請求せずに権利を放棄することも可能。

<自筆証書遺言・記載例> 妻から夫への遺言書

遺言書

遺言者〇〇〇〇は、次の通り遺言する。

- 1 遺言者は、以下の財産を、夫〇〇△△ (19××年〇月〇日) に相続させる。
(※1) (※2)

・遺言者名義の下記預貯金

①ゆう〇よ銀行 〇〇支店 口座番号××××××× (※3)

②三〇東京UF〇銀行 〇〇支店 口座番号×××××××

- 2 その他遺言者に属する一切の財産を、夫〇〇△△に相続させる。 (※4)

3 付言事項

もしものときのために、この遺言書を書きました。

これからも、いつも笑顔でいてください。

あなたの幸せを、願っています。

令和6年9月17日 (※5)

神戸市中央区〇〇5丁目×番地

〇〇 〇〇 印 (※6)

- (※1) 相続人がはっきり特定できるように、続柄や誕生日も表記する。
- (※2) 法定相続人に対しては、「相続させる」、それ以外の人に対しては、「遺贈する」と記載する。「与える」「あげる」などの曖昧な言葉は避ける。
- (※3) 銀行名、支店名、口座番号などで預金口座を特定する。金額は変動するので記載不要。なお、土地や建物の場合は、登記簿に書かれているとおりに記載する。
- (※4) 遺言に書かれていない財産をどうするかも指定しておけば安心。
- (※5) 作成した正確な日付を記載する。「令和〇年〇月吉日」は不可。
- (※6) 戸籍に記載されている通りに氏名を書き、押印する。印鑑は実印の方が安心。

第7 争い方

- 1 事前に遺産の一部をもらってしまっている場合、あるいは、もらっているから相続とは無関係に欲しいという主張が出る場合
- 2 亡くなった方のために尽くした方、尽くしたと主張される方がいる場合
- 3 相続財産の不動産を相続人の居住一部が使用している場合。
- 4 不動産、有価証券の評価がはっきりしない場合
- 5 どこかに消えた（消えたと思われる）資産がある場合
- 6 想像していなかった相続人が現れた場合



第8 争いを未然に防ぐには？

相続人に事前に説明しておく。公正証書遺言を書く・・・亡くなる人の責任だと思う。

第9 神戸合同法律事務所のご案内

<http://www.kobegodo.jp/>

弁護士11名 事務局は15名前後。

2026年で創立60周年。地域に密着して、人権問題等に積極的に携わってきたのがウリ（！？）

預かり資産は預かり金口座を作り別管理。被後見人ごとに口座を作ることもある。弁護士及び事務局で監督するので勝手な利用はできない。

現在、後見等財産管理をしている人は、43名程度。